

第7章 介護保険事業の円滑な運営に関する方策

1 保険料段階の設定

第1号被保険者の保険料段階は、基準額(第6段階：割合1.000)に対し、所得の低い層(第1段階～第5段階：市町村民税本人非課税)で軽減した分を、所得の高い層(第7段階以上：市町村民税本人課税)の負担で賄えるよう設定しています。

第9期の保険料段階については、国が示す標準段階を踏まえ、第8期における基準額に対する割合と比較して、国の定める割合と同率または低くなるよう設定(第1段階～第5段階)するとともに、第10段階以上を細分化し、割合を変更します。

第9期の保険料段階ごとの対象者と保険料額は14頁のとおりです。

2 所得が低い方への対応

(1) 公費による保険料軽減

第1号被保険者のうち第1段階から第4段階の方を対象に、消費税増税分を活用した公費による保険料軽減措置を設けています。

(2) 市独自の保険料減免

第1号被保険者のうち第4段階の方で、別世帯の市町村民税課税者の扶養を受けておらず、生活保護世帯と同程度の生活困窮状態にあると認められる方を対象に、保険料減免措置を設けています。

3 サービスの質の確保と保険給付費の適正化

(1) サービスの質の確保・向上

- ・介護サービス事業者に対する指導監査や、地域包括支援センターに対する事業評価及び指導の実施
- ・介護保険施設や居宅サービス事業所等の職員を対象とした研修会等によるスキルアップ支援
- ・介護サービス情報公表システムや、宮城県福祉サービス第三者評価制度及び介護保険地域密着型サービス外部評価情報の利用促進

(2) 保険給付費の適正化

- ・要介護認定の適正化
- ・ケアマネジメント等の適正化
- ・介護報酬請求及びサービス提供体制の適正化

(3) 苦情等への対応

- ・苦情等対応マニュアルに基づく対応
- ・苦情処理に関わる関係機関との連携
- ・介護サービス相談員派遣事業の実施

4 その他介護保険事業を円滑に実施するための方策

(1) サービス選択のための情報提供の充実

- ・市ホームページへの事業者リスト等の掲載
- ・介護サービス情報公表システムや、宮城県福祉サービス第三者評価制度及び介護保険地域密着型サービス外部評価情報の利用促進
- ・地域包括支援センターや民生委員・児童委員など地域の身近な関係機関を通じた情報提供

(2) 介護保険制度の周知・啓発

- ・パンフレット・ホームページ等の充実
- ・市政出前講座による介護保険制度の説明
- ・地域包括ケアシステム構築に関する地域住民への広報・啓発